



青原立第327号  
令和7年10月7日

核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿部 一久 殿

奥村 榮 殿

古村 一雄 殿

青森県知事 宮下 宗一郎



質問状に対する回答について

2025年8月6日付で提出のあった公開質問状について、別添のとおり回答します。

## 核のゴミから未来を守る青森県民の会への回答

### I 計画に対する知事の見解について

- (1) 計画報告の目的、意図について事業者の説明内容及びそれに対して知事が「県民の一定の不安解消につながる」と受け止めた理由について伺う。
- (2) 計画の前提条件①②の搬出必要量、RFS からの搬入・搬出及び再処理工場への搬入可能量の具体的数値は、「全て想定」であり、計画自体、根拠及び実現性と説得力のない、「絵に描いた餅」と考えるが、知事の見解と今後の対応について伺う。
- (3) 知事として、問題点等を指摘し、明らかにしなければ、事業者、県民は、知事が計画を了承したと受け止めると考えるが、知事の見解と対応について伺う。

### II 計画の全体像について

- (9) 計画でRFS への搬入、搬出計画及び日本原燃再処理工場への搬入計画について2090年代初頭まで「前提条件と想定」を基に公表された。  
しかし、東電等の2090年代初頭までの原発稼働状況、使用済核燃料の現在貯蔵量及び今後の発生見込量、更にはプルトニウム利用計画の全体像が示されていないのでは計画の妥当性、正当性を検証できず、知事は全体像を求めるべきと考えるが知事の見解と対応について伺う。
- (10) 計画で日本原燃再処理工場への搬入計画を2090年代初頭まで「前提条件と想定」を基に公表された。  
しかし、再処理工場の全電力会社を対象とした2090年代初頭搬入後以降までの再処理工場及び原発の稼働状況と使用済核燃料の現在貯蔵量並びに今後の発生見込量とプルトニウム利用計画の全体像が示されていないので計画の妥当性、正当性を検証できず、知事は日本原燃再処理工場の全体像を求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺う。
- (39) 前提条件が、根拠と裏付けのない「想定」尽くして、重要なポイントでは、福島事故関連については、「炉等規制法」に基づきとし、再処理の長期利用については「国の方針」をもとにと責任逃れの記述等では計画策定が知事、むつ市長、県議会等から要請されたからとの形式的、アリバイ作りとの認識を持ち、両電力会社、RFS 及び国に対する県民の信頼、信用が更に低下すると考えるが知事の見解と対応について伺う。

答1 かねてより県が提示を求めてきたリサイクル燃料備蓄センターに関する使用済燃料の搬入・搬出計画について、去る7月7日、事業者から報告がありましたが、様々な変動要因、不確実性がある中、現時点の検討状況であり、さらに検討を重ねることでした。

2 このため、事業者に対し、中間貯蔵後の六ヶ所再処理工場への搬出について、数字的な説明があったことは、県民の皆様の一定の不安解消につながるものと受け止めているが、年々確実性を高め、整合性が取れるように取り組んでいくよう求めたところです。

3 今回の報告は、現時点の事業者の見通しであり、更に検討を重ねるとしていることから、県としては、今後報告があれば内容を踏まえ、適切に対応していきます。

(4) 計画を公表した事業者には県民に対する説明責任があり、知事はそのことを事業者に求めるべきと考えるが知事の見解と対応について伺う。

(5) 計画を受け取った知事にも県民に対する説明責任があると考えるが知事の見解と対応について伺う。

答1 今回の報告は、現時点の事業者の見通しであり、更に検討を重ねるとしていることから、県としては、今後報告があれば内容を踏まえ、適切に対応していきます。

2 なお、東京電力ホールディングス株式会社、日本原子力発電株式会社及びリサイクル燃料貯蔵株式会社では、今回の検討状況について、各社のウェブサイトにおいて、公表しているところです。

(6) 最終的な計画が報告される時期及びそれまでの検討内容について伺う。

答 最終的な計画の報告について、東京電力ホールディングス株式会社によると、○引き続き、更なる検討を行った上でまとめ次第、改めて県・市に対して報告するとのことです。

(7) 「複数検討のうちの一つ」とあるが、他の検討内容及び、それらの中から「検討中」であるにもかかわらず、この度の内容を7月7日に報告した理由について伺う。

答 7月7日に報告した理由について、東京電力ホールディングス株式会社によると、  
○他の検討状況については、具体的な想定が完了していないことから、詳細について申し上げることは差し控える  
○中長期的な貯蔵計画については、県・市から早期提示を要請いただき、国からも指導があったため、現在の検討状況について報告が必要と考え、7月7日に現在の検討状況について報告したものである  
とのことです。

(8) 計画が報告されたからとして、今年度の搬入計画を認めるべきでないと考えるが、知事の見解と対応について伺う。

答 リサイクル燃料備蓄センターへの令和7年度の使用済燃料の搬入に当たっては、本年3月24日に二役・関係部局長会議を開催し、国及び事業者が、原子力・核燃料サイクル政策の実現に向け取り組んでいると認められ、使用済燃料中間貯蔵事業及び再処理事業が実施できる環境にある、又はそのための環境整備が図られていることを確認したところです。

### Ⅲ RFSへの搬入、搬出について

- (11) 両電力会社の使用済核燃料の搬入の根拠となる以下について伺う。
- ① 両電力会社で現在保有している使用済核燃料は東電が7,040 トン、日本原電が1,180 トンであるがこの内既に再処理工場に搬入された量を電力会社別に伺う。
  - ② 次に今後の稼働によって発生する使用済核燃料の量を電力会社別に、発生時期について伺う。
  - ③ 更に、東電等、保有の使用済核燃料を最終的に再処理工場に直接搬入する量とRFS に搬入する総量を電力会社別に伺う。

答1 使用済燃料の搬入量等について、東京電力ホールディングス株式会社によると、  
○2025年7月末時点で、東京電力としては、再処理工場に約890トンを貯蔵  
している

○今回は現在の検討状況についてご報告したもので、お示ししたグラフは様々な変動要因を考慮しながら複数検討している中の一つであり、計画として確定したものではない。電力会社別の使用済燃料の量や発生時期などは変動要因をどのように想定するかで変化するため、確定的に申し上げることはできず、同様に、再処理工場に直接搬入する量やRFSに搬入する総量等を確定的に申し上げることはできない

とのことです。

2 また、日本原子力発電株式会社によると、

○2025年7月末時点で、日本原子力発電としては、発電所敷地内で管理している使用済燃料以外に再処理工場にて約180トンを貯蔵している

○東海第二は、新規制基準に基づく安全性向上対策を進めており、敦賀2号機についても、新規制基準適合に係る設置変更許可申請に向けた追加調査の検討を進めているところであり、稼働時期は見通せない状況にある。このような状況下における現在の検討状況として、今回の計画についてご報告したもので、複数検討している計画の中での一つであり、使用済燃料の量や発生時期を具体的に申し上げることは差し控えたい

○今回の計画は、東海第二、敦賀2号機の再稼働に向けた進捗、再処理工場の審査や工事の進捗などを踏まえ、複数検討している計画のうちの1つであり、再処理工場に直接搬入する量とRFSに搬入する総量を具体的に申し上げることは差し控えたい

とのことです。

(12) 1棟目、2030年代から2040年代初頭までに年間200トンから300トン搬入するとあるが電力会社別と原発別に搬入時期について伺う。  
(東電は少なくとも3基想定しているが曖昧である)

(13) 2040年代初頭に、2棟目搬入開始し、2050年代前半に搬入完了としているが、電力会社別と原発別に搬入量と時期について伺う。

答1 使用済燃料の搬入時期について、東京電力ホールディングス株式会社によると、  
○今回は現在の検討状況についてご報告したもので、お示ししたグラフは様々な変動要因を考慮しながら複数検討している中の一つであり、計画として確定したものではない。電力会社別および発電所別の搬入時期は、変動要因をどのように想定するかで変化するため、確定的に申し上げることはできない  
とのことです。

2 また、日本原子力発電株式会社によると、

○今回の計画は、東海第二、敦賀2号機の再稼働に向けた進捗、再処理工場の審査や工事の進捗などを踏まえ、複数検討している計画のうちの1つであり、搬入時期を具体的に申し上げることは差し控えたい  
とのことです。

(14) 2棟目の建設スケジュール及び東電等で4,500トン搬入見込の場合は規模を見直すのか伺う。

答 2棟目の中間貯蔵施設の建設について、東京電力ホールディングス株式会社によると、

○今回の報告は、県・市からの早期提示の要請や、国からの指導を踏まえた、現時点での検討状況の説明であり、現時点で両社合計の少なくとも4,000～4,500トン程度の貯蔵容量が必要であるとの見通しを得たものである  
○両社として「容量が余る」などといったことを決めた事実は、一切ない  
○なお、5,000トンは立地当初に事業者から地元にお示ししたものであり、実現に向けて最大限検討することが事業者として必要と考えている  
○両社として引き続き検討を進め、改めて県・市に対して報告する予定である  
とのことです。

(15) 東電等以外の電力会社と使用済MOX燃料は4,500トンに含まれないことを確認したのか伺う。

答 今回の報告について、東京電力ホールディングス株式会社によると、  
○東京電力ホールディングス株式会社と日本原子力発電株式会社の利用計画として報告したもの  
○使用済 MOX 燃料については含まれていない  
とのことです。

IV 日本原燃再処理工場への搬入に関する

- (16) 1 棟目の再処理工場への搬出を2064年頃から2074年までに年間300 トンの合計 3,000 トンとし、2 棟目を2080年代中頃から2090 年代初頭までの5年間で 1,500 トンとした根拠について伺う。
- (17) 1 棟目も2 棟目も年間300 トンとせず、もっと多く搬出し、2 棟目の搬出も1 棟目に引き続き、2074 年から搬出すれば、RFS からもっと早く全て搬出できると考えるがそうしなかった理由について伺う。

答 使用済燃料の搬出について、東京電力ホールディングス株式会社によると、  
○RFS から日本原燃再処理工場への搬出に関しては、1 棟目、2 棟目それぞれについて、RFS の貯蔵期間である 50 年目までにはすべての搬出が完了するよう計画を検討しているところ  
○なお、今回は現在の検討状況についてご報告したもので、お示ししたグラフは複数検討している中の一つであり、計画として確定したものではない  
とのことです。

- (18) 日本原燃再処理工場への搬入に関して、国、日本原燃、及び電気事業連合会と調整、協議したのか伺う。

答 使用済燃料の日本原燃再処理工場への搬入について、東京電力ホールディングス株式会社によると、  
○今回は現時点の検討状況について御報告したもので、お示ししたグラフは複数検討している中の一つであり、最終的な計画ではない  
○搬入可能量は東京電力及び日本原子力発電から再処理工場での再処理量の約4 割の使用済燃料を搬入可能と想定したものである  
○毎年の搬入量は関係個所との調整などを踏まえ、至近の計画から順次確定してい

<  
のことです。

(19) 2064年ごろから2090年代初頭までに六ヶ所再処理工場に搬出する  
とのことであるが、再処理を前提としたもので、2090年代初頭以降までの  
プルトニウム利用計画について、電力会社別、原発別にスケジュールも伺う。

答1 プルトニウム利用計画について、東京電力ホールディングス株式会社によると、

- 当社としては、原子燃料サイクルの推進という国の基本的方針のもと、立地地域の皆さまからの信頼回復に努めること、及び確実なプルトニウム消費を基本に、自社のいずれかの原子炉でプルサーマルを実施する方針である
  - また、一部のプルトニウムは大間原子力発電所への供給による利用も想定している
  - これらにより、使用済燃料を再処理工場に搬入し、プルトニウムを利用して原子燃料サイクルの環を、しっかりと実現していく
- とのことです。

2 また、日本原子力発電株式会社によると、

- 当社としては、原子燃料サイクルの推進という国の基本的方針のもと、自社で保有するプルトニウムを自社の責任で利用するという考えに変わりはない
  - プルサーマルの実施に向け、地域の皆様の御理解を得られるよう進めていく
- とのことです。

(20) 当県民の会の知事に対する2025年（令和7年）6月26日提出の公開質問状に対する2025年（令和7年）7月15日付回答では、東京電力所有のプルトニウムを大間原発に利用するとあるが、それに至った経緯と大間原発で利用する量及び時期について伺う。

また、大間原発で利用する東電以外電力会社所有のプルトニウム量を電力会社別に伺う。更に、日本原電所有のプルトニウムは、自社以外の電力会社が利用しないのか伺う。

答1 電力会社が所有するプルトニウムの大間原子力発電所での利用について、電源開発株式会社によると、

○2009年11月12日に国内電力各社と当社とで海外におけるプルトニウム譲渡について契約を締結した

○各社のプルトニウムは下表のとおり当社に譲渡される予定であり、初装荷及び第1回目の取替えで利用する予定

電力会社	プルトニウム譲渡予定量*1、*2 (PuF)
東北電力株式会社	約0.1トン
東京電力株式会社	約0.7トン
中部電力株式会社	約0.1トン
北陸電力株式会社	約0.1トン
中国電力株式会社	約0.2トン
四国電力株式会社	約0.0トン
合計	約1.3トン

\*1：プルトニウム譲渡予定量はプルトニウム中に含まれる核分裂性プルトニウム(PuF)量を記載。

\*2：端数処理（小数点第2位四捨五入）の関係で譲渡予定量が表記上0.0となる場合や各社譲渡予定量の足し算の和が合計と異なる場合がある。

とのことです。

2 日本原子力発電株式会社が所有するプルトニウムの利用について、同社によると、

○当社としては、原子燃料サイクルの推進という国の基本的方針のもと、自社で保有するプルトニウムを自社の責任で利用するという考えに変わりはないとのことです。

(21) 東電等の原発は老朽化し、2090年代初頭以降までに安定的安全性を確保するのは困難と考えることから、電力会社別、原発別の稼働見込時期について伺う。

答1 原子力発電所の稼働見込時期について、東京電力ホールディングス株式会社によると、

○今回は現在の検討状況についてご報告したもので、今回お示ししたグラフは複数検討している中での一つであり、計画として確定したものではない。発電所別の稼働見込時期などは変動要因をどのように想定するかで変化するため、確定的に申し上げることはできない

とのことです。

2 また、日本原子力発電株式会社によると、

○今回の計画は、複数検討している計画のうちの1つであり、発電所の稼働見込み時期を具体的に申し上げることは差し控えたい

とのことです。

(22) 2090年代初頭、2棟目からの搬入完了時点の※棒グラフの搬入可能量の根拠及び、各発電所からの搬入量を電力会社別に伺う。

※棒グラフ 2025年7月7日付東京電力HD（株）、日本原子力発電（株）リサイクル燃料貯蔵（株）から、青森県及びむつ市に報告された、リサイクル燃料貯蔵（株）RFSに関する中長期搬入・搬出計画（複数検討のうちの一つ）図

答1 使用済燃料の日本原燃再処理工場への搬入可能量について、東京電力ホールディングス株式会社によると、

○搬入可能量は東京電力及び日本原子力発電から再処理工場での再処理量の約4割の使用済燃料を搬入可能と想定したもの

○なお、今回は現在の検討状況についてご報告したもので、お示ししたグラフは複数検討している中での一つであり、計画として確定したものではない

とのことです。

- 2 また、日本原子力発電株式会社によると、
- 搬入可能量については、東京電力殿及び当社から再処理工場での再処理量の約4割の使用済燃料を搬入可能と想定した
  - なお、今回の計画は、東海第二、敦賀2号機の再稼働に向けた進捗、再処理工場の審査や工事の進捗などを踏まえ、複数検討している計画のうちの1つであり、各発電所からの搬入量を具体的に申し上げることは差し控えたいとのことです。

(23) 2090年代初頭以降RFSからの搬入を完了するとあるが、RFS以外の原発からの搬入を終了する時期について伺う。

また、RFS搬入分及び原発搬入分の各々の再処理の終了時期について伺う。

- 答1 使用済燃料の日本原燃再処理工場への搬入及び再処理について、東京電力ホールディングス株式会社によると、
- RFSから日本原燃再処理工場への搬出に関しては、1棟目、2棟目それぞれについて、RFSの貯蔵期間である50年目までにはすべての搬出が完了するよう計画を検討しているところ
  - なお、今回は現在の検討状況についてご報告したもので、お示ししたグラフは複数検討している中の一つであり、計画として確定したものではない
  - また、RFS以外の原子力発電所からの将来の搬入の計画などは、現時点で具体的に確定したものはない
  - いずれにしても、当社としては、将来においても、国の基本的方針に基づき、その時点での状況を踏まえて、再処理をはじめとする核燃料サイクルを適切に推進していく
- とのことです。

- 2 また、日本原子力発電株式会社によると、
- 今回の計画は、東海第二、敦賀2号機の再稼働に向けた進捗、再処理工場の審査や工事の進捗などを踏まえ、複数検討している計画のうちの1つであり、再処理の終了時期等を具体的に申し上げることは差し控えたいとのことです。

- (24) RFS から再処理工場に搬入しようとしてもプルトニウム利用が進まず、再処理されない使用済核燃料が再処理工場に貯蔵されていれば、RFS からの搬入が困難となり、RFS に50年以上貯蔵されることになり、容認できないと考えるが知事の見解と対応について伺う。
- (31) プルトニウム利用計画がすすまなければ再処理されずに六ヶ所再処理工場で長期間貯蔵することになり、知事は容認すべきでないと考えるが知事の見解と対応について伺う。

答 プルトニウムの利用については、本年3月に改定された第7次エネルギー基本計画においても、我が国は、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としており、去る7月7日の事業者からの報告においても、  
○原子燃料サイクルの推進という国の基本的方針の下、自社で保有するプルトニウムを自社の責任で利用する  
等の発言があり、国・事業者においては、中長期的に責任を持って取り組んでいただきたいと考えています。

- (25) 原発からの搬入量が年間200トン（2030年代初頭から2060年代初頭）で、2070年代初頭から2080年代後半は年間100トンとなっているが、この間の再処理量を年間200トンから100トンとした根拠について伺う。

答 使用済燃料の日本原燃再処理工場への搬入量について、東京電力ホールディングス株式会社によると、  
○計画の前提条件として、現時点では稼働基数を決定していないが、少なくとも3基が稼働すると想定し、安定的な運転の維持のために順次使用済燃料を搬出するとともに、運転終了後の計画的な廃炉のために速やかに使用済燃料を搬出すると想定した  
○再処理工場へは、比較的早い時期により多くの燃料を毎年一定量搬入する計画としている  
○なお、今回は現在の検討状況について報告したものであり、計画として確定したものではないとのことです。

(26) 2090年代初頭までの80年間の累積搬入量の15,100トンは、イコール再処理量であり、現在電力会社が保有している使用済核燃料、19,600トンより、4,500トン少ない理由について伺う。

(27) 再処理されない4,500トンは、直接処分するのか、その対応について伺う。

答 東京電力ホールディングス株式会社によると、

○今回お示した日本原燃再処理工場への累積搬入可能量は東京電力及び日本原子力発電からの搬入可能量（再処理量の約4割）であり、全電力からの搬入可能量をお示ししたものではない  
とのことです。

(28) 使用済核燃料は、現在保有している他に2090年代初頭までに稼働する原発から新たに発生するが、その発生量見込を、各電力会社別に伺う。

答 各電力会社における使用済燃料の発生量の見込みについて、電気事業連合会によると、

○使用済燃料の発生見通しは再稼働状況や発電所の運転状況にもよるため、一概に申し上げることはできない  
とのことです。

(29) 上記発生見込の使用済核燃料はいつ再処理するのか、その対応について伺う。

答 今後発生する使用済燃料の再処理について、電気事業連合会によると、

○資源に乏しい我が国は、長期的なエネルギーセキュリティ確保、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減などの観点から、原子力開発当初から再処理路線を選択しており、長きにわたり国の重要な政策として位置付けられている

○発生した使用済燃料については、国の政策に基づき順次、再処理を行い、有効活

用していく  
のことです。

(30) 各原発の老朽化がすすみ、2090年代初頭まで稼働している原発は不明で、プルトニウムが余剰となる恐れがあることから、現在所有しているプルトニウム量の約40トンを含み、2090年代初頭までと、それ以降の電力会社別のプルトニウム利用計画を伺う。

答 電気事業連合会によると、

○各社の翌年度から3年間のプルトニウムの利用計画をとりまとめ、毎年度公表を行っている  
○電力11社は「新たなプルサーマル計画」として2020年12月に公表したとおり、プルサーマルの早期かつ最大限の導入を目指すこと、また、2030年度までに少なくとも12基のプルサーマル実施を目指すこととしている  
○各社は、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、プルサーマルの推進に最大限取り組んでいく  
とのことです。

(32) 2090年代まで再処理することは、それまでに発生する使用済MOX燃料の再処理も必要となると考えるが、その発生見込量及び想定されている、六ヶ所再処理工場で再処理を終了する時期について伺う。

答1 使用済MOX燃料の発生見込量について、電気事業連合会によると、

○使用済 MOX 燃料はプルサーマル炉の運転計画に基づき、MOX 燃料を原子力発電で使い終えた際に発生するが、その発生見通しについては、再稼働状況や発電所の運転状況にもよるため、一概に申し上げることはできない  
とのことです。

2 また、使用済MOX燃料の再処理については、国によると、

○これから実証研究が始められる段階であり、六ヶ所再処理工場で再処理する方針を決めた事実はない  
とのことです。

▽ 前提条件について

- (33) 福島第一原発事故の福島第二及び第一の5、6号機の事故後の点検、技術評価実施とあるが、その時期と内容及び国の評価について伺う。  
また、上記原発からのRFSに搬入される使用済核燃料の量について伺う。

答1 福島第一原子力発電所事故後の福島第二原子力発電所等の点検や技術評価について、東京電力ホールディングス株式会社によると、

- 2011年3月の東日本大震災発生後、福島第二、福島第一 5, 6号機と共にプールの水温は上昇したが、使用済燃料を覆うのに十分な水位があり、燃料の露出がないことを震災後の巡回点検でも確認している。また、現在までプール水の核種分析の結果から燃料の損傷を示すデータは認められていないため、使用済燃料の損傷は無かったと考えている  
○なお、福島第一原子力発電所では、2012年12月～2013年1月にかけて、震災当時共用プールに貯蔵していた使用済燃料 26 体の抜き取り外観点検を実施し、いずれも異常は見られなかった  
○また、福島第二原子力発電所では、2012年11月～12月にかけて、4号機において8体の燃料集合体の抜き取り外観点検を実施するとともに、2013年～2019年にかけて、各号機35体の燃料集合体の抜き取り外観点検を実施し、異常は見られなかった  
とのことです。

2 また、RFSへの使用済燃料の搬入量について、同社によると、

- 現在、当社では発電所に合計約 6,140 トンの使用済燃料を貯蔵しており、その内訳は、柏崎刈羽に 2,360 トン、福島第一に 2,130 トン、福島第二に 1,650 トンである。それぞれの発電所からどれだけ RFS に搬出するか具体的には決めていない  
とのことです。

- (34) 福島第一の1～4号機について引き続き技術的検討を行うとしているが、その内容と方法、スケジュール、国の評価について伺う。  
また、上記保管している使用済核燃料の量について伺う。

答 福島第一原子力発電所1～4号機の使用済燃料の技術的検討等について、東京電

力ホールディングス株式会社によると、

○福島第一原子力発電所1～4号機の使用済燃料プールに貯蔵していた使用済燃料は、その他の発電所の使用済燃料とは異なり、注水した海水の影響等が考えられることから、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」でも示しているとおり、それらの影響も踏まえた燃料の長期的な健全性の評価及び処理に向けた検討を行い、その結果を踏まえ、将来の処理・保管方法を決定することとしている

○対象は2,724体、469トン（172kgU/体で換算）である  
とのことです。

(35) 更に、上記には燃料デブリも含まれるのか伺う。

答 東京電力ホールディングス株式会社によると、

○含まれない  
とのことです。

(36) 平成17年の立地要請時の国及び東京電力資料には「再処理のために、六ヶ所再処理工場の再処理能力を超えた分、中間貯蔵するとある」がこの考え方方は現在も変わらないのか伺う。

答 東京電力ホールディングス株式会社によると、

○原子燃料サイクルを国的基本的方針とする我が国において、使用済燃料の貯蔵能力を拡大し、原子燃料サイクルの運営の柔軟性を確保し、中長期的なエネルギー安全保障に寄与する、といったRFSの本質的な意義は、立地をお願いした時から現在に至るまで変わっていない  
○一方、原子力発電所の稼働状況や、それに伴う使用済燃料の発生状況は、立地をお願いした時から変化しており、こうした状況変化も踏まえつつ、RFSの中間貯蔵施設については、50年の期限の範囲内で使用済燃料を貯蔵し、再処理工場で処理していく  
とのことです。

(37) 計画前提条件①で東電の運転終了後の計画的な廃炉のため搬出を想定とあり、日本原電敦賀1号の計画的な廃止措置のため、できるだけ速やかに搬出を想定とあるのは、廃炉のために中間貯蔵施設を建設したこととなり、平成17年時の説明に反すると考えるが、知事の見解と対応について伺う。

答 東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社によると、

- 原子燃料サイクルを国的基本的方針とする我が国において、使用済燃料の貯蔵能力を拡大し、原子燃料サイクルの運営の柔軟性を確保し、中長期的なエネルギー安全保障に寄与する、といったRFSの本質的な意義は、立地をお願いした時から現在に至るまで変わっていない
- 一方、原子力発電所の稼働状況や、それに伴う使用済燃料の発生状況は、立地をお願いした時から変化しており、こうした状況変化も踏まえた上で、再処理工場の処理能力を考慮しつつ、計画的に廃炉を進めていくためには、廃炉を決定した発電所の使用済燃料の一部についても、再処理までの間、中間貯蔵施設において安全に貯蔵し、管理の柔軟性を確保する必要があると考えている

のことであり、そのように受け止めています。

(38) 前提条件に、高レベル放射性廃棄物の最終処分場及び原子力施設廃止措置で発生する放射性廃棄物最終処分場並びにMOX使用済核燃料用再処理工場の安定的安全操業の確保、更には原子力政策、原子力事業に対する国民の理解と信頼を得ることも含むべきと考えるが、それらを条件としない理由について伺う。

答 リサイクル燃料備蓄センターに関する使用済燃料の搬入・搬出計画の検討の前提条件について、東京電力ホールディングス株式会社によると、

- 原子燃料サイクルの推進という国的基本的方針のもと、中長期的な計画を検討するにあたり、前提条件として、中間貯蔵や再処理への搬出を含めた当社のサイクル運営全体の中で、使用済燃料の総量を検討するためにさまざまな条件を仮定として設定したものである。様々な変動要因がある中で、こうした前提のもとで、使用済燃料貯蔵管理の観点から使用済燃料の総量を計算した検討状況のひとつをお示しした

のことです。